

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和5年10月31日開催 日本暗号資産取引業協会]

1. Web3.0の推進に向けた取組みについて

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023（2023年6月16日付閣議決定）」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」において、分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護にも配慮しつつ、Web3.0に係る環境整備に必要な取組みを行うこととされている。自民党の「web3PT」においても、そうした環境整備に係る議論が行われているところ。
- 金融庁においても、Web3.0に関する施策を金融面から推進するため、様々な取組みを行っているところ。その中で貴協会と取り組む施策の一つを例示すると、8月29日に公表した「金融行政方針（2023事務年度）」において、暗号資産交換業者がICO/IEOを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う貴協会と更なる改善策を講じる旨を盛り込んでいる。貴協会におかれても、ICO/IEOの審査ポイントの明確化、及び審査結果（付帯条件）の対外公表等について検討が進められていると承知しており、金融庁としても、その取組みに協力し、審査の効率化を後押ししていきたいと考えている。
- 次に、暗号資産投資詐欺についてである。最近、暗号資産投資に関する詐欺が疑われるような当庁宛ての相談が増えてきている。Web3.0や暗号資産の健全な発展のためには、こうした詐欺的事案を含む、無登録業者への対応が必須であると考えている。貴協会におかれても、無登録業者に対する様々な取組みが行われていると承知している。金融庁としては、貴協会とよく連携して取り組んでいきたいと考えているので、ご協力いただきたい。

2. 令和6年度税制改正要望（暗号資産関係）について

- 令和6年度税制改正要望において、第三者が継続的に保有する暗号資産について、法人税の期末時価評価課税の対象外とすることを税務当局（財務省・総務省）に要望しているところ。

3. 2024年3月末までのマネロン等リスク管理態勢整備等について

(1) 2024年3月末までのマネロン等リスク管理態勢整備について

- 2024年3月末の態勢整備期限まで半年を切る中、各社においては、態勢整備に向けて必要な取組を進めていただきたい。
- また、当庁としては、各社のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の進捗を把握すべく、フォローアップアンケートを発出する予定としている。各社には、アンケートの回答にご協力いただきたい。
- 経営陣におかれては、当該アンケートも活用しつつ自社の態勢整備の現状を把握のうえ、今後の作業ボリュームに合わせた必要な人材の配置や、対応スケジュールの策定および確実な実行など、適切な対応をお願いしたい。
- 当庁としては、今後も協会と連携し、各社の取組状況を適時に把握しつつ、ニーズに沿った勉強会を開催するなど、きめ細かい支援を行っていく。

(2) 特殊詐欺事案の被害増加を踏まえた態勢強化について

- 本年2月以降、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金事犯のほか、特殊詐欺の被害金が第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される被害が増加している。各社においては、こうした情勢に鑑み、更なる態勢強化に取り組んでいただきたい。

(3) マネロンレポートの公表について

- 2022事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関等の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各社におかれては、本レポートも参考に、自らのマネロン等リスク管理態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っている。

(4) マネロン対策等に係る広報について

- 当庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、当庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

4. ドメイン管理の徹底について

- 最近、ある資金移動業者が保有していたドメイン（ウェブアドレス）がオークションに出るケースが発生し、悪意の第三者に渡れば、そのドメインを悪用して偽サイトに誘導するような詐欺が生じるおそれがあった。一度取得したドメインを手放すことにはセキュリティ上の懸念が伴うため、十分留意いただきたい。
- ドメイン名（ウェブアドレス名）の登録、利用、廃止にあたっては、自社の

ブランドとして認識して管理する必要がある。また、管理の仕組みがあっても全社的に徹底されなければ、今回のようなケースを防ぐことはできないし、レピュテーションリスクにもつながる。委託業者に管理を任せているものについても漏れがないようにする必要がある。セキュリティ部署や管理部署だけではなく、各業務所管部まで徹底していただきたい。

※1 2021年に終了した、NTTドコモのウォレットサービス「ドコモ口座」のドメイン「docomokouza.jp」が、GMOインターネットのドメイン登録サービス（お名前ドットコム）でオークションに掛けられていたもの。

※2 フィッシング対策協議会「フィッシング対策ガイドライン（2023年度版）」

https://www.antiphishing.jp/report/guideline/antiphishing_guideline2023.html

【要件20】ドメイン名の登録、利用、廃止にあたっては、自社のブランドとして認識して管理すること

●ドメイン名の廃止・Web サービス利用終了時の注意事項

利用を終えたドメイン名を廃止する際は慎重な検討が必要である。廃止されたドメイン名は一定期間後に第三者による登録が可能となるため、悪意ある第三者が当該ドメイン名を新たに登録して、フィッシングサイトを運営するリスクがある。

最も有効な対策は、一度登録・利用したドメイン名は、その後も登録を継続し続けることである。

止むを得ず利用終了後にドメイン名を廃止する際は、すぐに廃止するのではなく、他の参照されているサイトでの対応や利用者の対応を考慮し、数年間は確保した後に廃止するなどの対策が考えられる。（以下略）

（以 上）